

規制影響分析書(様式)

規制の名称	電波法及び放送法の一部を改正する法律案に基づく間接出資規制の導入		
担当部局	総務省情報通信政策局放送政策課	電話番号: 03-5253-5941	e-mail: t.kagei@soumu.go.jp
評価実施日	平成17年4月18日		
規制の内容・目的	・最近における放送事業をめぐる対内投資の増大等社会経済情勢の変化に的確に対応するため、「外国人、外国法人等が議決権の一定割合以上を占める日本の法人又は団体」(外資系日本法人)が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とすること(外資に係る間接出資規制の導入)により、放送に係る外資規制の実効性を確保しようとするものである。規制の対象としては、言論報道機関として大きな社会的影響力を有し、災害情報をはじめとして国民生活に不可欠な情報を国民・視聴者に伝達するという大きな役割を担っている地上放送に限るもの。		
	根拠条文	電波法第5条第4項	
想定され得る選択肢	選択肢1:	現状維持	
	選択肢2:	間接出資規制の導入	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	地上放送事業者に対する外国人等の影響力の制限	・我が国の政治、文化、社会等に大きな影響力を有する言論報道機関として重要な役割を担う地上放送について、外資系法人による影響が十分に制限されない。	・我が国の政治、文化、社会等に大きな影響力を有する言論報道機関として重要な役割を担う地上放送について、外資系法人による影響が制限される。
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	現状どおり。	・地上放送事業者を監督する総務省において、地上放送事業者に対し間接出資規制の法令を遵守させるためのコストが発生する。
	実施により生じる負担(遵守コスト)	現状どおり。	・地上放送事業者が自らの株主の株主構成について把握するためのコストが生じるが、証券取引法上の大量保有報告書、会社四季報等の市販資料等により株主の株主構成について把握が可能であることから、想定される負担は限定的であると考えられる。 ・外資系日本法人が地上放送事業者の株式を取得した場合に、株主名簿等の名義書換の拒否又は議決権の制限を受けるコストが発生する。一方で、地上放送事業者の株主自身にとっても地上放送事業者が放送局免許の取消しをされないことが利益となり、当該株主の積極的な協力も期待できることから、想定される負担は限定的であると考えられる。
	その他の負担(社会コスト)	・国民的財産である有限希少な公共の電波、特に、災害対策基本法等の下で指定公共機関として国民に必要不可欠な情報提供を行うことが期待されている地上放送用の電波の利用について、自国民の優先が確保されないおそれがある。	
各選択肢間の比較	上記の様に、当該法令を遵守する地上放送事業者等に生じるコストは限定的である。 一方、大きな社会的影響力を有する言論報道機関であり、国民の生命・財産の保護の上で重要な役割を担っている地上放送に関して、外資系法人による影響が排除され、自国民の電波の優先利用を確保する大きな効果が期待される。 したがって、選択肢2を選択した場合のコストと効果を比較すると、期待される効果の方が大きいと判断される。		
備考			